

## 平成 24 年度 第 2 回 ファンド運営委員会の公開・非公開について（案）

## 1. 第 2 回運営委員会の主な協議内容

福岡市事業系ごみ資源化技術実証研究等支援事業の審査

## 2. 公開・非公開の別

非公開

## 3. 非公開の理由

応募団体のアイデアや未発表の研究成果などが公になることにより、当該団体の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、委員の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、福岡市情報公開条例第 7 条第 2 号及び第 4 号、同条例第 38 条に基づき非公開とするもの。

## 4. 根拠規定

## ○情報公開条例 第 7 条

実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) (略)

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、身体、健康、生活若しくは財産又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を不当に害するおそれがあるもの。

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。

(3) (略)

(4) 市の機関及び国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び地方三公社をいう。以下同じ。）の内部又は相互における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの。

(5) (略)

## ○情報公開条例 第 38 条

附属機関等の会議は、これを公開するものとする。ただし、その会議における審議の内容が、非公開情報に該当する事項に関するものであるとき、又は許可、認可等の審査、行政不服審査、紛争処理、試験に関する事務等に係るものであって、会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生じると認められるときは、この限りでない。